

第4章 耐震化に関する基本方針

第1節 市有建築物の耐震化に関する基本方針

市では、市有建築物の耐震化について、緊急性、必要性の高い建築物の耐震化に優先的に取り組みます。震災後の活動拠点施設である市庁舎や市民病院は、早急に耐震化を図る必要があります。市有建築物の耐震化については、今後具体的な診断計画や改修計画の他、除却、建替等も含み以下の方針により検討することとし、計画にあたっては、国の基本方針及び県促進計画を勘案して行うものとしします。

方針

市有建築物では、庁舎等の防災拠点施設や特定建築物について、法の趣旨を踏まえ、計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、耐震化のための計画を策定し、順次耐震化を行います。なお、特定建築物以外の市有建築物においても、その用途や規模、機能等により、耐震性を確保する必要がある建築物について、耐震化を促進します。以下のような区分に基づき、市有建築物の耐震化の促進を行います。

区分

地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から以下の建築物を重点的な取り組みを計画します。

- (ア) 地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物
- (イ) 災害時要援護者が利用する建築物
- (ウ) 倒壊すると緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物

第2節 民間建築物等の耐震化に関する基本方針

住宅の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を自らの問題として意識し、市民自ら耐震対策に取り組むことが不可欠です。県では、行政や専門家がサポートすることを基本に、普及・啓発、相談窓口の充実などの支援等を講じ、住宅の耐震化の促進を図っています。特定建築物の所有者は、法第6条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。市では同様に、地震災害時の被害の大きさや人命への影響

を勘察し、普及・啓発、県相談窓口情報の充実などの支援等を講じ、特定建築物の耐震化の促進を検討します。

第3節 民間建築物等の耐震化を促進するための支援

住宅の耐震化に関する施策として、市民にとって、もっとも身近な住宅の耐震化は、市民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献します。しかしながら、住宅の耐震化の状況は、図-10 でも示したとおり、耐震性の不十分な住宅が 14,350 戸と多数存在します。住宅の耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自らが、住宅の耐震性について意識を持つことが重要です。市は、既存住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建て木造住宅を対象に、耐震化対策の支援実施を検討します。

第4節 重点的に耐震化を促進する地域

重点的に耐震化を進めていくべき区域は、地震発生後の延焼を誘発する住宅等建築物の密集状況などの現状を基に、市防災計画との整合をはかりつつ、住民の避難路の確保の必要性などの現状、及び、各町内での優先性の観点から抽出し、具体的に設定するものとします。設定にあたっては、減災効果の検証や目標設定のための必要な耐震改修等の事業量の把握など、今後地域の決定や目標値の設定を目指します。

1) 住宅戸数等密度が高い地域

住宅戸数の密度が高い地域や、道路が狭小である集落などの地域を重点区域として検討します。

2) 「地震時に通行を確保すべき重要な道路」沿道

市においては、県指定緊急輸送道路と市防災計画で設定した避難予定場所とを結び、道路を、物資や負傷者を輸送するために「地震時に通行を確保すべき重要な道路」(以下「輸送重要道路」という。)として位置づけます。これらの道路は、地震時に避難活動及び救助活動を行うために交通を確保すべき重要な道路です。これらの道路の沿線の建築物については、県指定緊急輸送道路同様に、倒壊時に道路を閉塞しないよう、耐震化についての促進を積極的に図るよう検討します。

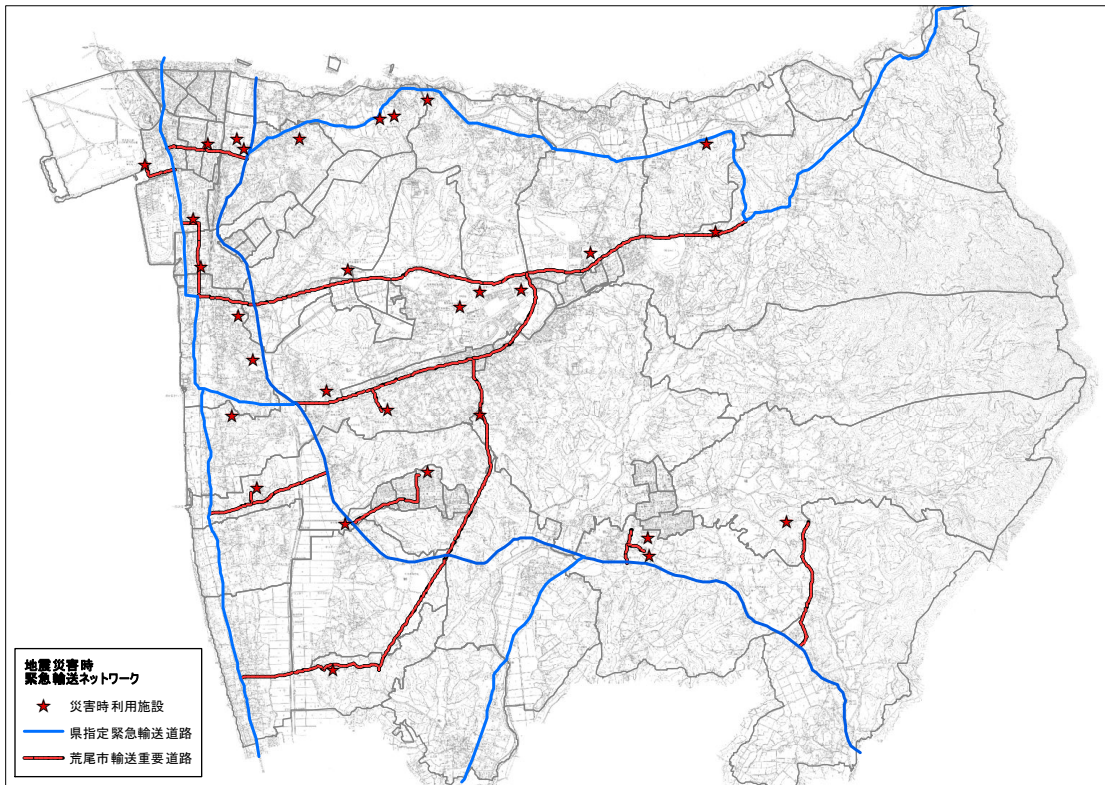


図-13 荒尾市輸送重要道路と県指定緊急輸送道路の位置関係図

第5節 重点的に耐震化を促進する建築物

1) 民間特定建築物

公共建築物と同様に、民間の防災上重要な建築物と考えられる病院、ホテル及び集会所など多数の人が利用する建築物の耐震化については、県と連携し建築物所有者（以下「所有者」という。）に対し、耐震性の調査などの必要な対策を講じるよう普及・啓発に努めます。また、木造住宅の耐震化については、耐震診断及び耐震改修等の重要性について広く市民の認識を深めていくとともに、耐震化の促進を図っていきます。

2) 木造戸建住宅

阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前に着工された建築物を中心として多くの木造住宅で倒壊などの被害が発生しました。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、木造戸建て住宅について、重点的に耐震化を検討します。